

# 熊本県公報

号外 第 27 号の 2  
平成 20 年 7 月 1 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 規 則
- 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 ..... (障害者支援総室) 1

## 規 則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 45 号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和 45 年熊本県規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「及び神経科」を削る。

第 11 条第 1 号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付」を加える。

別表中「150 万円」を「147 万円」に改める。

別記第 5 号様式その 1 中「又は神経科」を削り、同様式（裏）記載上の留意事項中 9 の項を 10 の項とし、8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項を 5 の項とし、3 の項の次に次のように加える。

4 平成 20 年 3 月 31 日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含んで記載してください。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第 3 条第 3 号及び別記第 5 号様式その 1 の規定は平成 20 年 4 月 1 日から、改正後の第 11 条第 1 号及び別表の規定は平成 20 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

